

北海道運輸交通審議会運営要領

昭和53年7月27日審議会決定
平成27年10月7日一部改正
平成28年10月27日一部改正

(目的)

第1 この要領は、北海道運輸交通審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、審議会の議事その他運営に必要な事項を規定し、審議会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(小委員会)

第2 第1の目的を達成するため、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、審議会から付託された事項について調査、検討を行い、その結果を適宜審議会に報告するものとする。

3 小委員会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって構成する。

第3 小委員会に小委員長を置くこととし、小委員長は、小委員会の委員の中から互選する。

2 小委員長は、小委員会を代表し、小委員会の議事その他の事務を処理する。

3 小委員長に事故があるときは、あらかじめ小委員長が指名した小委員会の委員がその職務を処理する。

4 小委員会は、小委員長が招集する。

第4 小委員会は、構成委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、小委員長の決するところによる。

(作業部会)

第5 小委員長は、小委員会の審議にあたり必要があるときは、会長の承認を得て、小委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、会長の承認を得て小委員長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。

3 小委員長は、作業部会の議事その他の事務を処理する。

4 作業部会は、小委員長が招集する。

第6 小委員会及び作業部会の審議にあたり、必要があるときは、小委員会構成委員以外の者の出席を得て、協力を得ることができる。

2 前項の協力要請については、小委員長が会長の了承を得て行うものとする。

第7 参与は、必要があるときは、小委員会及び作業部会に出席し、それぞれの専門的な分野に関して助言、資料の提供等を行うものとする。

2 参与は、小委員会及び作業部会の審議内容に応じ、代理者がその職務を行うことができる。

(事務局)

第8 小委員会及び作業部会の事務局は、北海道総合政策部に置くものとする。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。